

ダイオキシン類ばく露防止対策要綱

可茂衛生施設利用組合
ささゆりクリーンパーク

令和2年10月

第1編	可茂衛生施設利用組合ダイオキシン類対策委員会設置要綱	P1～P2
第2編	可茂衛生施設利用組合ダイオキシン類へのばく露防止推進計画	P3～P5
	添付資料－1 管理区域適用範囲（可燃棟平面配置図）	P6～P12

可茂衛生施設利用組合ダイオキシン類対策委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(平成26年1月10日付基発第110第2号、厚生労働省労働基準局長通知。以下「国要綱」という。)の規定に基づき、可茂衛生施設利用組合(以下「組合」という。)ささゆりクリーンパーク可燃ごみ処理施設従事者のダイオキシン類へのばく露防止の徹底を図るとともに、安全管理体制を確立することを目的とする。

(ダイオキシン類対策委員会の設置及び対策責任者の選任)

第2条 国要綱第3の2(1)ア(ア)の規定により、組合にダイオキシン類対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 国要綱第3の2(1)ア(イ)の規定により、対策責任者を置く。

(委員会の所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) ダイオキシン類ばく露防止推進計画(以下「推進計画」という。)の策定に関する事項。
- (2) 推進計画の推進に関する事項。
- (3) その他推進計画の実施に関し必要と認める事項。

(委員会の組織)

第4条 委員会は委員長及び委員をもって組織とする。

2 委員長は、組合業務課長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる委員をもって充てる。

- (1) 対策責任者
- (2) 組合業務課施設1係職員
- (3) 廃棄物の焼却施設における運転、点検等の作業の全部又は一部を受託する受託者(以下「受託者」という。)
- (4) 廃棄物の焼却施設における運転、点検等の作業の全部又は一部を請け負う請負人(以下「請負人」という。)

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(対策責任者)

第5条 対策責任者は、組合業務課施設1係の係長をもって充てる。

2 対策責任者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 委員会の運営
- (2) 受託者及び請負人に対する推進計画の周知
- (3) 管理区域内の環境改善に関する事項
- (4) その他推進計画の実施に関する事項

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて、委員長が召集し開催するものとする。

2 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(受託者及び請負人によるダイオキシン類のばく露防止対策の実施)

第7条 受託者及び請負人は、ダイオキシン類のばく露防止対策の実施責任者を定め、推進計画を踏まえた対策を実施しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、組合業務課施設1係において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から実施する。

可茂衛生施設利用組合ダイオキシソ類ばく露防止推進計画

1. 目的

この計画は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシソ類ばく露防止対策要綱（平成26年1月10日付基発第110号第2号、厚生労働省労働基準局長通知。以下「国要綱」という。）の規定に基づき、可茂衛生施設利用組合（以下「組合」という。）ささゆりクリーソパーク可燃ごみ処理施設における作業従事者がダイオキシソ類にばく露すること及び二次発じんにより汚染することを防止し、さらに関係者や地域住民が汚染されることを未然に防止することを目的とする。

2. 適用範囲

この計画は、廃棄物焼却設備等の定期点検、改修工事における下記の作業を実施する場合の全ての作業従事者に適用する。また、定められた管理区域内の作業においても適用する。管理区域内を通行するのみの場合については適用外とするが、都度状況に応じた保護具を判断して着用するものとする。（管理区域内の作業及び通行範囲：添付資料ー1参照）

- （1）ささゆりクリーソパークにおけるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の取扱いの業務に係る作業
- （2）ささゆりクリーソパークに設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務に係る作業

3. ダイオキシソ類ばく露防止対策推進体制

点検、補修等の作業におけるダイオキシソ類ばく露防止対策を推進するために、以下の措置を講ずる。

- （1）ダイオキシソ類ばく露防止対策推進組織の設置
推進組織は、委員会をもって充てる。
- （2）ダイオキシソ類ばく露防止対策実施責任者の選任
実施責任者は、設置要綱に従い選任する。
- （3）実施責任者の役割
実施責任者は、ダイオキシソ類ばく露防止対策を講ずるとともに、作業従事者に推進内容の周知徹底を図る。また、作業指揮者が適切に配置されているか確認する。
- （4）作業指揮者の選任
国要綱に基づく対象作業を行う事業者（以下「対象作業を行う事業者」という。）は、化学物質についての知識を有する者の中から作業指揮者を選任し、作業を指揮させるとともに、作業従事者の保護具の着用状況及びダイオキシソ類を含む物の発散源の湿潤化の確認を行わせる。

4. ダイオキシソ類等の特別教育の実施

対象作業を行う事業者は、労働安全衛生規則第592条の7に定めるところにより、次の特別教育を実施する。

- （1）ダイオキシソ類の性状、有害性に関すること。

- (2) ダイオキシン類のばく露を低減させるための措置に関すること。
- (3) 保護具の種類、性能、使用方法に関すること。
- (4) 事故時における措置に関すること。
- (5) 作業場所のダイオキシン類濃度に関すること。
- (6) 作業手順、作業方法に関すること。
- (7) 発散源を密閉する設備、局所排気装置についての作業開始時の点検に関すること。

5. ばく露防止対策

作業場において、焼却灰等の粉じんが発生する可能性がある場合は、次に掲げる方法等により、その発生及び飛散の防止対策を講ずる。

- (1) 作業工程の改善
- (2) 発散源の密閉化
- (3) 除じん装置の設置
- (4) 作業場の湿潤化

6. ダイオキシン類のばく露を防止、低減するための仮設設備

ダイオキシン類のばく露を防止、低減するために、環境集じん機、エアシャワー、更衣室、洗濯機等を設置する。

7. 休憩室の確保

ダイオキシン類のばく露を防止するために、管理区域外に休憩室を設置する。

なお、休憩室は、組合が指定した場所を使用することとし、作業従事者の作業衣等に付着した焼却灰等により、休憩室が汚染されない措置を講ずる。

8. 更衣室の確保

二次発じん防止のため、第1管理区域内に更衣室を設置し、保護衣の着脱を行う。

- (1) 更衣室は、組合が指定した管理区域内の場所を使用する。
- (2) 更衣室は、室内が密閉できる構造とする。
- (3) 作業場と更衣室の間に、保護具の汚染及び焼却灰等を除去するためのエアシャワー等の汚染物除去設備を設ける。
- (4) 保護衣・保護具類は、袋等にて別々にロッカー等にて保管する。
- (5) 床の清掃は適宜行い、灰の二次飛散が発生しないようにする。

9. 作業衣等の保管等

ダイオキシン類の含んだ焼却灰で汚染された作業衣は、二次発じんの原因となるので、施設外への持ち出しを禁止するとともに、当該作業衣等はそれ以外の衣類等から隔離して保管する。

また、汚染された作業衣等は、原則として施設内の指定された専用の洗濯機で水洗いを行う。

水洗いできない作業衣等については、処分することとし、その方法については、組合の指示に従うこととする。

10. ダイオキシン類のばく露を防止、低減させる措置

作業中に粉じんの発生する恐れのある点検、整備、清掃作業については、次の要領により発生源の

密閉化や作業場の湿潤化等を行い、焼却灰等粉じんの発生やその飛散を防止する。

- (1) 炉内及び集じん設備内部での清掃作業時には、既設の設備（集じん機、ファン等）を利用して、焼却灰等の粉じんの飛散防止を行う。
- (2) 炉内及び集じん設備内部での整備作業時には、環境集じん機を設置し、発生した粉じんを除去する。
- (3) 焼却炉及び集じん設備等で開放するマンホールは必要最小限とし、開放したマンホールはビニールシート等で養生し、粉じんの飛散防止を図る。
- (4) エアシャワールーム及びブースの出入口には湿潤マットを設置し、作業従事者の靴に付着した灰等を取り除く。
- (5) 使用済みの保護衣（作業衣）及び防じんマスクのフィルター、保護手袋等の廃棄物入れ容器（ごみ箱）を作業衣脱衣場の近くに設置する。
- (6) 焼却灰が付着した発生材は、場内にて水洗後、指定場所に仮置きする。
- (7) 作業場所は、適時掃除機で清掃する。
- (8) 管理区域内で使用した工具類は、付着した粉じんを除去した後、施設外に持ち出す。

11. 保護具

(1) 保護具の選定

添付資料-1に示す「管理区域適用範囲」内は、原則として、国要綱の別紙3「保護具の区分」レベル1の保護具を適用する。ただし、次の場合においては、状況に応じてレベル2もしくはレベル3の保護具を着用すること。

- ①直接灰を取り扱う作業。
- ②マンホールを開放する点検や設備の解体等のうち灰が飛散する作業。
- ③炉内、煙道内での作業。
- ④定期的を実施している作業環境測定の結果が第2、第3管理区域となった場合。
- ⑤その他、国要綱に従いレベル2以上を着用する必要がある場合。

(2) 保護具の管理

保護具の管理については、国要綱第3の1(6)アに従う。

12. 就業上の配慮

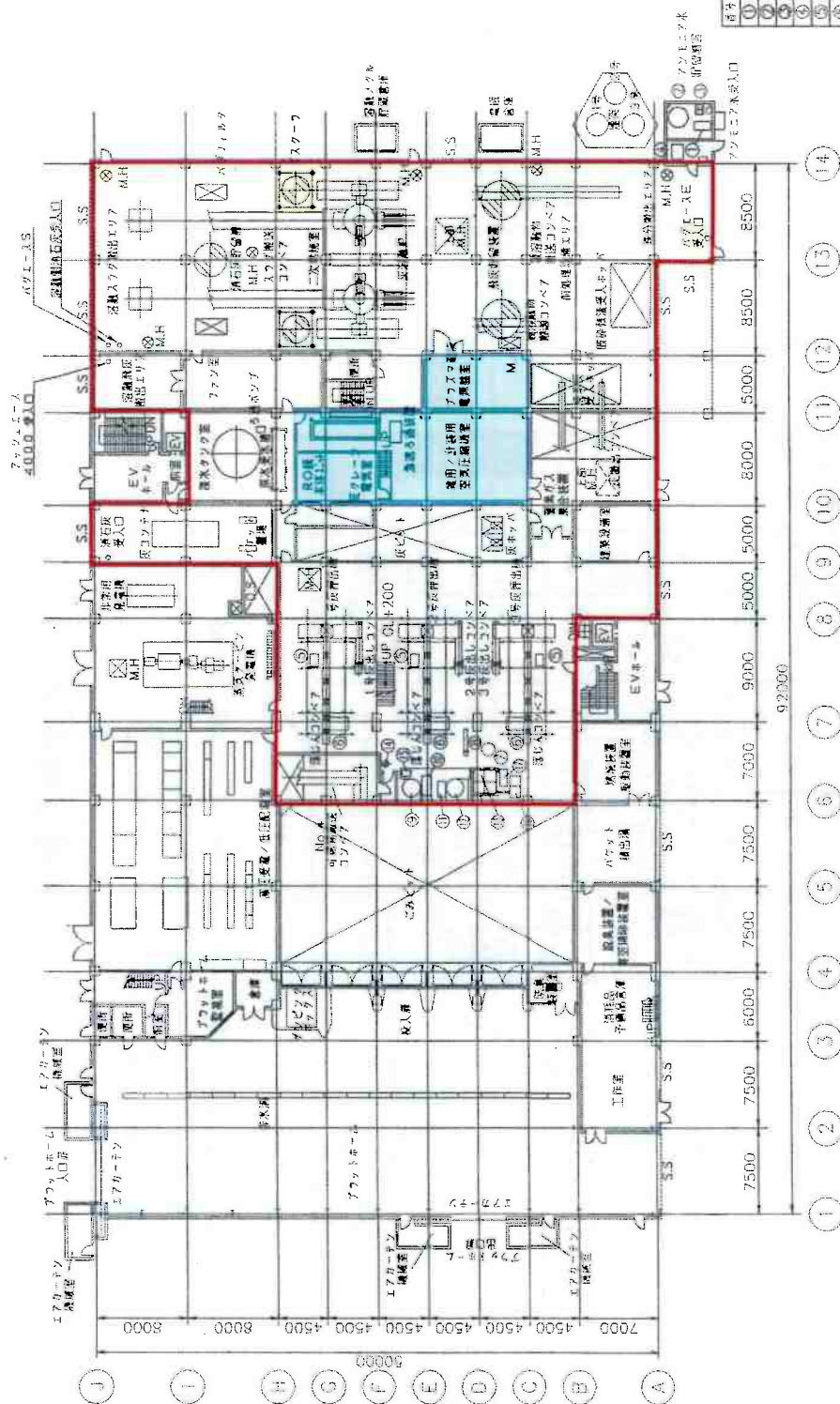
女性については、母性保護の観点から、廃棄物焼却施設における運転、点検等作業及び解体作業における就業上の配慮を行うこと。



管理区域適用範圍

番号	名	係
(1)	東京地区統括	
(2)	総務部長兼東京支店	
(3)	北支店長兼東京支店	
(4)	東支店長兼東京支店	
(5)	生活用水課長兼東京支店	
(6)	排水センター	
(7)	排水課長兼東京支店	
(8)	建設課長	
(9)	建設部長兼東京支店	
(10)	建設部長兼東京支店	
(11)	燃料課長兼東京支店	
(12)	燃料課長	
(13)	排水課長兼東京支店	
(14)	排水課長兼東京支店	
(15)	排水課長兼東京支店	
(16)	排水課長兼東京支店	
(17)	排水課長兼東京支店	
(18)	排水課長兼東京支店	
(19)	排水課長兼東京支店	
(20)	排水課長兼東京支店	
(21)	排水課長兼東京支店	
(22)	排水課長兼東京支店	
(23)	排水課長兼東京支店	
(24)	排水課長兼東京支店	
(25)	排水課長兼東京支店	
(26)	排水課長兼東京支店	
(27)	排水課長兼東京支店	
(28)	排水課長兼東京支店	
(29)	排水課長兼東京支店	
(30)	排水課長兼東京支店	
(31)	排水課長兼東京支店	
(32)	排水課長兼東京支店	
(33)	排水課長兼東京支店	
(34)	排水課長兼東京支店	
(35)	排水課長兼東京支店	
(36)	排水課長兼東京支店	
(37)	排水課長兼東京支店	
(38)	排水課長兼東京支店	
(39)	排水課長兼東京支店	
(40)	排水課長兼東京支店	
(41)	排水課長兼東京支店	
(42)	排水課長兼東京支店	
(43)	排水課長兼東京支店	
(44)	排水課長兼東京支店	
(45)	排水課長兼東京支店	
(46)	排水課長兼東京支店	
(47)	排水課長兼東京支店	
(48)	排水課長兼東京支店	
(49)	排水課長兼東京支店	
(50)	排水課長兼東京支店	
(51)	排水課長兼東京支店	
(52)	排水課長兼東京支店	
(53)	排水課長兼東京支店	
(54)	排水課長兼東京支店	
(55)	排水課長兼東京支店	
(56)	排水課長兼東京支店	
(57)	排水課長兼東京支店	
(58)	排水課長兼東京支店	
(59)	排水課長兼東京支店	
(60)	排水課長兼東京支店	
(61)	排水課長兼東京支店	
(62)	排水課長兼東京支店	
(63)	排水課長兼東京支店	
(64)	排水課長兼東京支店	
(65)	排水課長兼東京支店	
(66)	排水課長兼東京支店	
(67)	排水課長兼東京支店	
(68)	排水課長兼東京支店	
(69)	排水課長兼東京支店	
(70)	排水課長兼東京支店	
(71)	排水課長兼東京支店	
(72)	排水課長兼東京支店	
(73)	排水課長兼東京支店	
(74)	排水課長兼東京支店	
(75)	排水課長兼東京支店	
(76)	排水課長兼東京支店	
(77)	排水課長兼東京支店	
(78)	排水課長兼東京支店	
(79)	排水課長兼東京支店	
(80)	排水課長兼東京支店	
(81)	排水課長兼東京支店	
(82)	排水課長兼東京支店	
(83)	排水課長兼東京支店	
(84)	排水課長兼東京支店	
(85)	排水課長兼東京支店	
(86)	排水課長兼東京支店	
(87)	排水課長兼東京支店	
(88)	排水課長兼東京支店	
(89)	排水課長兼東京支店	
(90)	排水課長兼東京支店	
(91)	排水課長兼東京支店	
(92)	排水課長兼東京支店	
(93)	排水課長兼東京支店	
(94)	排水課長兼東京支店	
(95)	排水課長兼東京支店	
(96)	排水課長兼東京支店	
(97)	排水課長兼東京支店	
(98)	排水課長兼東京支店	
(99)	排水課長兼東京支店	
(100)	排水課長兼東京支店	

[illegible]

[illegible]

範圍適用區域管理

212	〒 5 6 0	池田 五郎	日立建設株式会社 451, Kojima 2-24, 560, Chitose, Tokyo	可成衛生産業有限組合 1 階 株式会社 池田五郎 建設部 4 号 池田五郎 池田五郎	平成 14 年 6 月 7 日
-----	---------	-------	---	--	-----------------



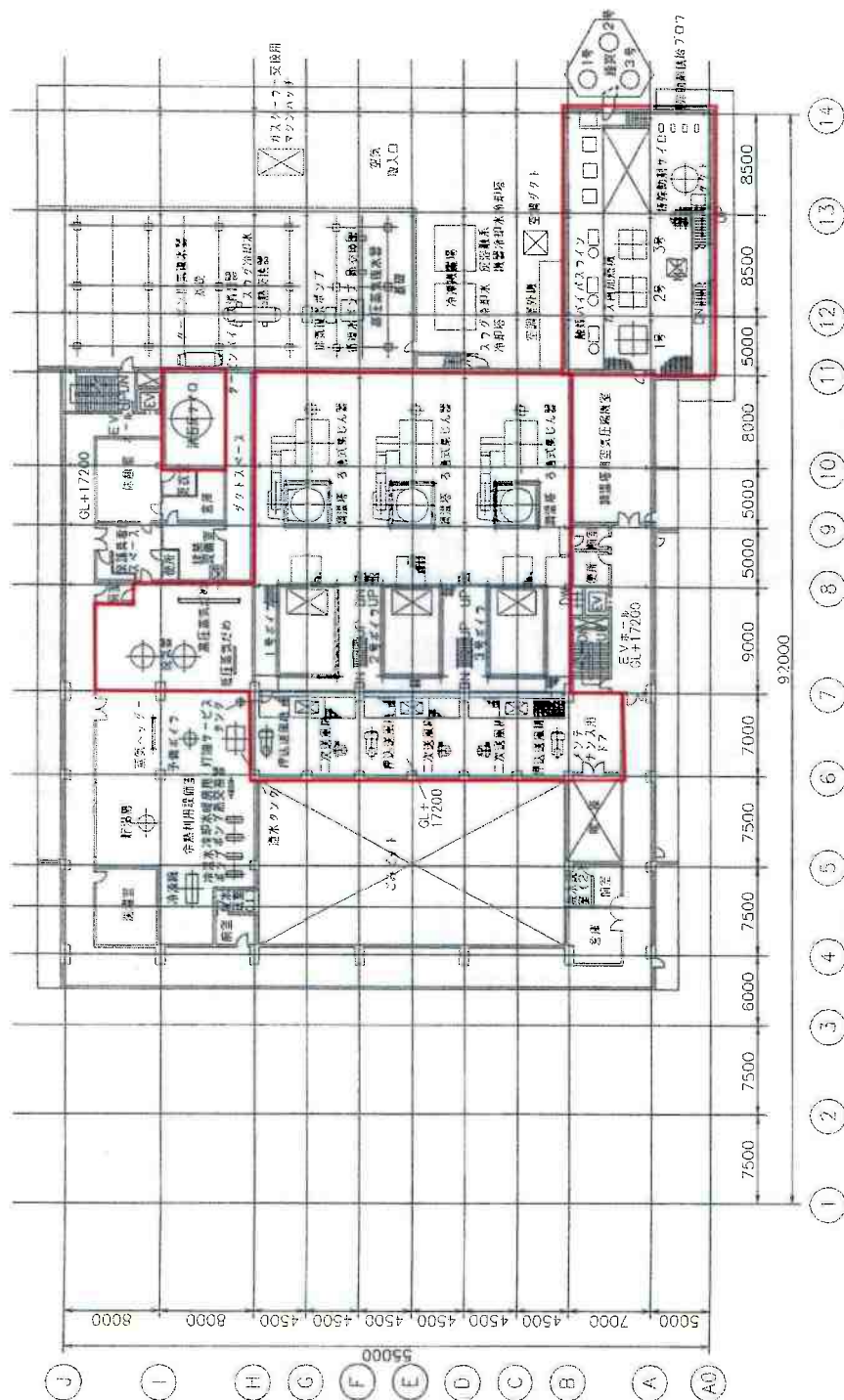
管理区域適用範圍

[illegible][illegible]



管理区域適用範圍

品名	年 月 日	数量	単位
三立造船株式会社 〒7-170-1100 千葉県 船橋市 本町1丁目1番10号			
可成順主船具問合会			
ささゆりクリン・バンク			
船長 1300			
船体番号			
登録番号			
作 場 平成14年 6月12日			



管理区域適用範圍

[illegible]



1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

日	月	年	期票番号	日立造船株式会社 〒106-8555 東京都港区新橋 3丁目1番1号 代表取締役社長 佐々木 隆夫	可賀衛生施設利用組合 可賀衛生施設利用組合 〒970-0001 福島県いわき市平田町1-1-1	ホッパ船機 （5階） 機室配置図	作 図 平成14年 6月 7日
---	---	---	------	---	---	------------------------	-----------------



52	年 月 日	陽 西 四	日立造船株式会社 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 TEL: 03-5561-1111 FAX: 03-5561-1112	可成航運通神用船合船 さざりクリーンパーク	クレーン船 (6階) 機器配置図	図 R 1:3000	9 9000号	平成14年 6月 7日
----	-------	-------	--	--------------------------	------------------------	------------	------------	-------------